

## 盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画

平成28年3月9日 盛岡市

### 1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は岩手県の内陸部、北上高地と奥羽山脈に東西を囲まれた北上盆地の北部に位置し、市域面積の約88%を農地と山林等が占めている。典型的な内陸性気候で寒暖の差が激しいなど厳しい気象条件のなかで、自然条件・地理的条件等の特性を活かしながら、主要作物の米のほか、野菜や果樹、畜産など多様な農業生産が行われ、安全・安心な農畜産物を供給している。また、本市は県内第一の消費地であるとともに、県内交通の中心に位置し、農畜産物の集出荷の一大拠点であることから、市場条件としては比較的恵まれた環境下にある。

しかし、近年の本市の農林漁業を取り巻く状況は厳しく、担い手の高齢化や後継者不足などによる生産性の低下に伴い、耕作放棄地が増加するなど多くの課題を抱えている。また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の進展によっては農産物生産物価格の低迷につながるのではないかと懸念と不安があり、持続可能な農林漁業の確立や夢と希望を持てる「農政新時代」の実現が望まれる状況となっている。

他方、本市においては、恵まれた自然特性や社会特性を活かして様々な再生可能エネルギーの利用が進められており、これまでに北上川水系における水力発電やごみの焼却熱を利用した発電等が行われてきたほか、近年では住宅や事業所等へ太陽光発電の導入が急速に拡大している。また、市域北東部の北上高地では風力発電に適した風況が予測されており、未利用のエネルギー源として今後の有効な活用が期待されているところである。地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出削減は国際的な喫緊の課題であり、その対策として本市においても継続的に再生可能エネルギー利用の普及促進等に取り組む必要がある。

こうした現状や課題を踏まえ、本市は、市域の適地に再生可能エネルギー発電設備の整備を促進し、その売電収益の一部を活用しながら、農林漁業者の経営力向上や後継者の育成支援等の農林漁業の健全な発展に資する取組のほか、再生可能エネルギー利用の普及促進等の地球温暖化対策に資する取組を実施することとする。これらの取組を通して、地産地消をベースとした付加価値の増大につながる農林漁業を推進し、山林農地の有する国土保全・水源かん養などの多面的機能を維持・発揮するとともに、地球環境の保全やエネルギー供給源の多様化に貢献することにより、将来にわたって持続可能な地域社会の実現を目指すこととする。

## 2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	地目		面積	備考
	登記簿	現況		
盛岡市玉山区玉山字大平1番14	牧場	牧場	61.3㎡	風力発電設備（9基）の整備
盛岡市玉山区玉山字大平5番56	牧場	牧場	61.3㎡	
盛岡市玉山区玉山字大平5番64	牧場	牧場	61.3㎡	
盛岡市玉山区玉山字大平1番74	山林	山林	53.1㎡	
盛岡市玉山区玉山字大平5番46	牧場	牧場	8.2㎡	
盛岡市玉山区日戸字間洞48番3	山林	山林	8,817.6㎡	
盛岡市玉山区藪川字大の平20番17	山林	山林	38.0㎡	
盛岡市玉山区日戸字日影33番37	山林	山林	11,159.1㎡	
盛岡市玉山区日戸字姥懐36番122	山林	山林	12,231.7㎡	
盛岡市玉山区日戸字姥懐36番123	公衆用道路	公衆用道路	78.8㎡	
合計面積			32,570.4㎡	

※ 別紙「位置図」を参照

## 3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
風力発電	18,000kW	2,000kWを9基設置

## 4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

2の区域における発電事業の設備整備者は、売電収益の一定程度を活用し、市と協議のうえで、市の農林業振興基金及び地球温暖化対策実行計画推進基金へ資金を拠出するほか、市域の農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するものとする。

市は、基金化された資金により、毎年度の状況や課題に応じて、市域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保や農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善促進等農林漁業の健全な発展に資する取組のほか、再生可能エネルギー利用の普及促進等地球温暖化対策に資する取組を実施することとする。

5 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生，野生動物の生態，大気，水その他の自然環境に及ぼす可能性のある影響については，設備整備者が，環境影響評価法に基づき調査・検討を行った環境保全措置及び環境監視を確実に実行するとともに，措置の効果に不確実性のある項目については事後調査を実施し，その結果特に配慮を要する事項が判明した場合には適切な対策を講じるものとする。

(2) 景観の保全，歴史的風致の維持及び向上との調和

2の区域及びその周辺は，雄大な岩手山や姫神山の眺望と眼下に広がる田園風景が多く，市民に親しまれ，将来にわたり保全すべき貴重な景観資源として認識されていることから，その保全について景観法，盛岡市景観条例及び盛岡市景観計画に基づき，適切な配慮を行うこととする。

6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

平成31年度までに，市域における農林漁業の健全な発展に資する取組及び地球温暖化対策に資する取組に貢献しうる風力発電設備を18,000kW導入することし，これにより発電電力量約46,000MWh/年（二酸化炭素排出削減量約26,000t-CO<sub>2</sub>/年）を目指すこととする。

また，この取組の結果，発電事業期間（平成31年度から平成50年度までの20年間）における売電収益から一定程度の額を，市域の農林漁業の健全な発展等に資する取組に充てることを目指すこととする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため，認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況，稼働状況等）を定期的に調査し，進捗状況を確認することとする。

また，目標年度までに目標が達成されない場合，原因分析を行い達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

## 7 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

発電事業の中止又は終了時には、設備整備事業者が直ちに発電設備を撤去する義務を負い、撤去に係る費用を全額負担するものとする。また、地権者と設備整備事業者との間の取決めに従って土地等を原状回復することを基本とし、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項について地権者と設備整備事業者との間の契約に含まれているか確認することとする。

なお、認定設備整備計画が農山漁村再生可能エネルギー法による農地法、森林法等の特例措置を受けている場合で、当該認定設備整備計画の内容と反して発電設備の整備を中止したとき等、各個別法に基づく是正措置として土地等の原状回復が必要となった場合には、設備整備事業者はそれを適切に行うこととする。

## 8 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

### (1) ホームページ等による周知

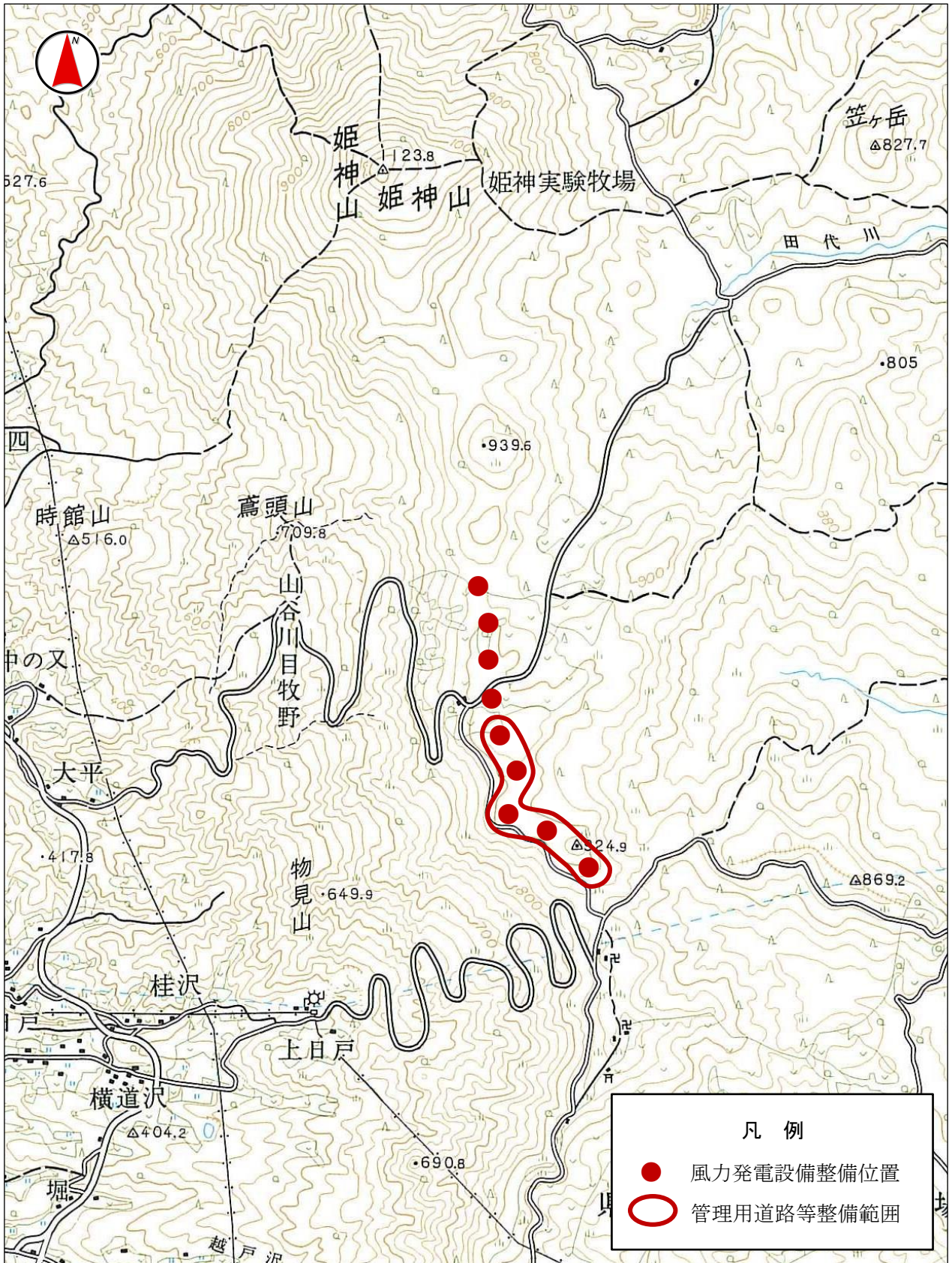
基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、計画の内容についてホームページへの掲載等により広く周知することとする。

### (2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の認定の申請があった場合には、内容が基本計画に適合するものであるか、また、必要な資金の確保、設備整備計画に関係する地権者の同意、固定価格買取制度における設備認定等の状況について確認するなどにより、設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況を定期的に報告すること、是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

別紙 位置図（再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域）



※ この位置図は、国土地理院長の承認（承認番号 平17東複第 215号）を得て同院発行の5万分の1地形図を複製した地図をもとに作成したものです。